

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あきた結いネット（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長及び副理事長)

第4条 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
  - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

### 第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	職務権限	
	理事長	副理事長
役割	・代表理事として当法人を代表し、その業務を執行 ・理事会を招集し、議長として主宰	・理事長を補佐し、当法人の業務を執行 ・理事長の事故時等の職務執行
事業全体統括・指揮	法人全体の統括・指揮、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定（理事会前）	
渉外一般	当法人の代表として行う	
内部統制	重要事項を承認・監督し、統括する	
<b>事業全体統括・指揮</b>		
年度事業計画・予算策定・予算執行	年度予算策定ならびに執行責任者	
年度事業報告・計算書類	事業報告・決算書類の確定	
理事会	主宰および報告	必要に応じて主宰および報告
<b>個別渉外</b>		
対外的提言活動	統括主管	
対官公庁対応	統括主管	
対会員対応	統括主管	必要時
対メディア	統括主管	必要時
弁護士・税理士等	統括主管	
金融機関	統括主管	
他団体ネットワーク関連	法人の代表として必要時	必要時
<b>内部統制・マネージメント</b>		
訴訟の当事者となる事象	統括主管	統括補佐
外部派遣講師の承認(当法人よりの派遣)	統括主管	
講師派遣者決裁(当法人以外の講師の派遣)	統括主管	
<b>日常業務事項</b>		
稟議書決裁	統括主管	
経費支出決済	統括主管	
外部書面契約に伴う支出	統括主管	
押印簿承認(月次)	統括主管	
重要な職員採用・任命	統括主管	
職員関連教育及び研修	必要に応じ統括主管	
役員含む厚生福祉に関する事項	統括主管	
金融機関口座設定および廃止	統括主管	必要に応じ統括主管
対外的公的文書発信	統括主管	
特に重要なもの	統括主管	
その他	必要に応じ統括主管	